

児童手当

よくある質問と回答 (FAQ)

よくある質問と回答(FAQ)

Q 生計中心者とは誰を指すのか？

児童の父または母のうち、所得が高い方をいいます。

(補足) 生計中心者が公務員の場合は、勤務先にご申請ください。

(補足) 生計中心者が区外に居住している場合は、生計中心者が居住している自治体にご申請ください。

Q 夜間や土曜日・日曜日に児童手当の申請はできるか？

窓口での申請はできませんが、電子申請は可能です。詳しくはホームページをご覧ください。

Q 児童手当に申請期限はあるのか？

原則、申請日の翌月分から支給されます。ただし、申請日が誕生日・前住所地での転出予定日の翌月になった場合でも、誕生日・前住所地での転出予定日から15日以内に申請すれば、申請月から支給されます。詳しくはホームページをご覧ください。

Q 児童手当の振込先を変更することは可能か？

受給者名義の別口座にのみ変更することが可能です。『支払金口座振込依頼書・変更届』をご記入のうえ、郵送又は窓口でご提出ください。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを經由して電子で提出をすることができます。詳しくはホームページをご覧ください。

よくある質問と回答(FAQ)

Q 公金受取口座とは何か？

金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。詳しくは以下のサイトをご覧ください。

[デジタル庁の公金受取口座登録制度に関するホームページ](#)

Q 高校生相当の児童が就職している場合や、父母等と別居している場合は支給対象になるのか？

ご質問の状況であっても、受給者が該当の児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合には、支給対象になります。

(補足) 監護とは、児童の監督・保護を行っている(=めんどうをみている)ことをいいます。

Q 支給の前に通知は来るのか？

支給（振込み）についての通知は行っていないので、通帳を記帳する等で、振込みをご確認ください。

Q 「監護相当」とは何か？

19歳に到達する年度～22歳年度末の子について、受給者から監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護があり、かつ経済的負担があることをいいます。なお、監護相当の判断にあたって、子の進学、就職、婚姻等の状況は問いません。

よくある質問と回答(FAQ)

Q

監護相当の要件にある「経済的負担」とは、金銭を負担していないと対象ではないのか？

例えば、受給者と19歳に到達する年度～22歳年度末の子が別居している場合の仕送りについて、その内容が金銭ではなく食料品や生活必需品等の場合であっても、その仕送りを欠くと通常的生活水準を維持することが困難であると考えられる場合は対象となります。

Q

大学2年生・中学3年生・小学6年生の子を養育しているが、小学6年生の子は第3子と数えてよいのか？

監護(相当)する22歳年度末までのお子さまを含めて数えますので、小学6年生のお子さまは第3子として数えます。ただし、大学2年生のお子さまについて『監護相当・生計費の負担についての確認書』の提出が必要です。